

交通事故などにあつたとき

お問い合わせ先 お住まいの市(区)町村

交通事故など第三者の行為で受けたケガで医療機関などを受診された際の医療費は、通常、加害者(相手)側が過失割合に応じて負担するのが原則ですが、お住まいの市(区)町村の担当窓口への連絡と届け出により保険給付を受けることもできます。

届け出をいただくことで、広域連合が自己負担分を除いた医療費を一時的に立替えて医療機関へ支払い、後で加害者(相手)側に請求します。



交通事故などにあつたときは、必ず市(区)町村と警察へ届け出をしましょう。

- 市(区)町村へ事故内容の連絡後、担当より届け出に必要な書類をご案内いたします。
- 交通事故の場合、警察(交通安全運転センター)から発行される「交通事故証明書」が必要となります。必ず警察にも事故の連絡をしてください。
- 示談をすると保険給付を受けられなくなる場合がありますので示談前にお住まいの市(区)町村へご連絡ください。

高額介護合算療養費の申請書を発送します

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

令和6年8月1日～令和7年7月31日の医療費と介護保険サービス利用料の自己負担額を計算し、支給対象となる可能性が高い方には、令和8年4月頃に広域連合から高額介護合算療養費の申請書を発送する予定です。

以下の場合には支給申請の案内が届かないことがあります。

- 対象期間に千葉県外から転入した
- 他の健康保険から後期高齢者医療制度に加入した

※ 高額療養費や高額介護サービス費として払い戻された額は含みません。

お住まいの市(区)町村に
お問い合わせください。

ジェネリック医薬品(後発医薬品)を活用しましょう

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは?

- 先発医薬品の特許期間終了後に先発医薬品と同一の有効成分を使用して作られたお薬です。
- 「品質・有効性・安全性」について国の厳しい審査に合格し、厚生労働大臣が承認したものが製造・販売されております。
- ジェネリック医薬品があるお薬について、自ら先発医薬品を希望した場合、特別の料金がかかります(医療上の必要がある場合や薬局に在庫がない場合などは特別の料金はかかりません。)

「薬代の自己負担額の軽減に関するお知らせ」をお送りしています

現在服用している先発医薬品を、ジェネリック医薬品へ切り替えた場合に、自己負担額が一定額以上軽減できると見込まれる方に、「薬代の自己負担額の軽減に関するお知らせ」をお送りしています。

なお、医療上必要がある場合や薬局に在庫がない場合などで先発医薬品を選択された方にも、このお知らせが届く場合がありますのでご了承ください。



**ジェネリック医薬品を希望する場合は、かかりつけの医師・薬剤師にご相談ください
(調剤薬局の在庫状況等により、処方を受けられない場合があります)**